

第2回 佐伯市総合計画 生活基盤・環境市民会議

日時 令和4年10月24日（月）

19時～

場所 市役所本庁舎6階 大会議室

1 会長挨拶

2 議事

（1）後期基本計画案に対する意見等について

（2）次回の市民会議の開催日について

3 その他

- ・ 会議資料は、主に前回配布した資料2後期基本計画案を使用します。
- ・ 委員の皆様から頂くご意見・ご提案については、会議の場で後期基本計画に「掲載する」「掲載しない」を決定するものではありません。ご意見等を踏まえ庁内で再検討し、第3回市民会議において反映等の考え方をご説明いたします。

後期基本計画（案）

生活基盤・環境市民会議

本資料についての説明

この資料は、庁内で整理した後期基本計画(案)を記載しており、本内容につきまして、委員の皆様からご意見をいただきます。

施策ごとに次の1～3の構成で作成しています。

1. 現状と課題 …… 施策における現状と対処すべき課題を記載しています。
2. これからの基本方針 …… 現状と課題を踏まえた取り組むべき方向性を記載しています。
3. 主な取組 …… 基本方針を踏まえた5年間の主な取組を記載しています。 ※基本方針のア、イ、ウ…と対応しています。

資料の左側に現在の「前期基本計画」、右側に「後期基本計画(案)」を記載しています。

前期基本計画からの修正・追加等の状況につきましては、中央の「継続／修正／廃止／追加」欄に整理しています。

総合計画（後期基本計画）案

担当課：環境対策課、エコパーク推進室、建設課、水産課、林業課

政策１ 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生

施策１ 自然環境の保全

１．現状と課題

前期基本計画		後期計画（案）	備考
本市が持つ山・川・海の豊かな自然環境は、山間部においては、傾山、夏木山、桑原山に代表される急峻な山々が連なっており、ブナ・ツガ等の自然林が残っています。また、スギ・ヒノキの植林も盛んで、豊かな森林資源を有しています。海岸部地域においては、リアスの変化に富んだ海岸線が美しい景観を創出しており、豊かな水産資源も有しています。河川においては、多くの支流を有した一級河川の番匠川と宇目地域の傾山系を源流とする中岳川、桑原川等は、宮崎県に流下する五ヶ瀬川水系の北川に合流しています。これらの豊かな自然環境は、水源となる山の豊かな森が河川を育み、その清流が豊かな海につながっています。健全な森林育成を行うことにより、その森林で育まれた栄養分は河川によって海に運ばれます。山と海をつなぐ河川は、連続体と考えられており、その上流、中流、下流によって水質や特性が変わります。 近年、林業従事者の高齢化や後継者不足等による森林の荒廃や河川整備等による水質の変化により、海に運ばれる栄養分が減少することが危惧されています。豊かな自然環境を持続するためには、山・川・海の物質循環を適正に保つことが不可欠です。 平成29年6月には、「祖母・傾・大崩山系」がユネスコエコパークに登録され、本市の自然環境分野において、魅力的かつ貴重な要素が新たに加われました。「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」は、宇目地域が登録地域となっており、自然環境を厳格に保護し、長期的に保全しなければならない核心地域（傾山山頂付近）と、教育・研修などの学術的研究支援を目的とした緩衝地域（藤河内溪谷上流等）と、人が暮らし、地域社会や経済発展が図られる移行地域（核心・緩衝地域以外のその他の地域）からなります。これらの特性をいかすことにより、持続可能な発展を掲げる地域として、国際的な自然共生のまちを目指すことが必要となります。 また、本市は、山から海に至るまで多様で美しい景観が豊富にあり、これらの環境保全・環境美化意識の啓発・推進に取り組むことも重要です。	時点修正	本市が持つ山・川・海の豊かな自然環境は、山間部においては、傾山、夏木山、桑原山に代表される急峻な山々が連なっており、ブナ・ツガ等の自然林が残っています。また、スギ・ヒノキの人工林も多く、豊かな森林資源を有しています。海岸部地域においては、リアスの変化に富んだ海岸線が美しい景観を創出しており、豊かな水産資源も有しています。河川においては、多くの支流を有した一級河川の番匠川と宇目地域の傾山系を源流とする中岳川、桑原川等は、宮崎県に流下する五ヶ瀬川水系の北川に合流しています。これらの豊かな自然環境は、水源となる山の豊かな森が河川を育み、その清流が豊かな海につながっています。健全な森林育成を行うことにより、その森林で育まれた栄養分は河川によって海に運ばれます。山と海をつなぐ河川は、連続体と考えられており、その上流、中流、下流によって水質や特性が変わります。 近年、林業所有者の高齢化等の影響で人工林が放置されたことに起因する森林の荒廃や河川整備等による水質の変化により、海に運ばれる栄養分が減少することが危惧されています。豊かな自然環境を持続するためには、山・川・海の物質循環を適正に保つことが不可欠です。 平成29年6月には、「祖母・傾・大崩山系」がユネスコエコパークに登録され、約5年が経過しました。「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」は、宇目地域が登録地域となっており、自然環境を厳格に保護し、長期的に保全しなければならない核心地域（傾山山頂付近）と、教育・研修などの学術的研究支援を目的とした緩衝地域（藤河内溪谷上流等）と、人が暮らし、地域社会や経済発展が図られる移行地域（核心・緩衝地域以外のその他の地域）からなります。登録後、様々なユネスコエコパーク推進のための取組みがなされてきましたが、これらの特性をいかし、SDGsを意識した事業活動を行い、さいきオーガニックシティの実現のため、世界的に認められた持続可能な発展を掲げる地域として、引き続き国際的な自然共生のまちを目指すことが必要となります。 また、本市は、市内全域に四季折々の花のにぎわいを創出することで、佐伯市のブランドイメージを高め、地域の活性化を図る「日本一の花のあるまちづくり」に取り組んでおり、「さいき花の楽園構想」を平成31年2月に策定し、この構想を計画的に実行するために「さいき花の楽園実行計画」（3か年計画）を令和2年3月に策定しました。本計画に基づき、各地域における花の名所づくり、市民団体への花苗支給を行う「花のあるまちづくり事業」、「オープンガーデン」の登録、「花マップ」による情報発信など、市民・企業・行政の協働による花のあるまちづくりの推進に取り組みました。 今後も、花の名所の増加や拡張を行うとともに市民・企業との連携を図りながら、「花」を通じた市外からの誘客や地域コミュニティの構築など、佐伯版SDGsの推進による「さいきオーガニックシティの実現」を目指した「第2次花の楽園構想実行計画」の策定を行い、その実現に向け取り組みます。	引き続きユネスコエコパークの推進に取り組むことが、ユネスコエコパークの理念である「自然と人との共生」、延いてはさいきオーガニックシティの実現に繋がるため。

２．これからの基本方針

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 山・川・海の物質循環を適正に保ち、豊かな自然環境を保全します。	継続	ア 山・川・海の物質循環を適正に保ち、豊かな自然環境を保全します。	
イ 「環境基本計画」に掲げる各種施策の実現に向け、市民・事業者と行政が一体となり取組を行います。	継続	イ 「環境基本計画」に掲げる各種施策の実現に向け、市民・事業者と行政が一体となり取組を行います。	
ウ 希少種、在来種等を開発等による生息地域の減少や特定外来生物等の脅威から守り、その保護と環境保全に努めます。	継続	ウ 希少種、在来種等を開発等による生息地域の減少や特定外来生物等の脅威から守り、その保護と環境保全に努めます。	
エ ユネスコエコパーク登録を契機に、核心地域、緩衝地域、移行地域の特性をいかした自然共生のまちを目指します。	修正	エ さいきオーガニックシティの実現に向け、ユネスコエコパークの理念「自然と人との共生」の普及啓発を目指します。	既に登録されているため。
オ 市内の各地域は、それぞれ独自の個性や特色を持っており、それをいかすために各地域において、ストーリー性をもった花木等を植栽することで、市全体として四季を通して市内外から花が観賞できる地域環境づくりを目指します。	継続	オ 市内の各地域は、それぞれ独自の個性や特色を持っており、それをいかすために各地域において、ストーリー性をもった花木等を植栽することで、市全体として四季を通して市内外から花が観賞できる地域環境づくりを目指します。	

3. 主な取組

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 山・川・海物質循環保全	継続	ア 山・川・海物質循環保全	
（ア）森林保全	継続	（ア）森林保全	
a 保育間伐の推進	修正	a 保育施業の推進	
b 緑の募金事業等による緑化活動	継続	b 緑の募金事業等による緑化活動	
c 森林ボランティア等の植林活動	修正	c 森林ボランティア等の森林啓発活動	
d 流木防止のための林地残材の利活用（バイオマス等）	修正	d 未利用材等の木質バイオマスの有効活用	
（イ）河川保全	継続	（イ）河川保全	
a 佐伯市清流保全条例に基づいた清流保全のための取組	継続	a 佐伯市清流保全条例に基づいた清流保全のための取組	
(a) 風土や歴史、文化をいかした人と清流との共生の確保	継続	(a) 風土や歴史、文化をいかした人と清流との共生の確保	
(b) 市、市民、事業者がそれぞれの役割と責務を認識した協働による河川保全	継続	(b) 市、市民、事業者がそれぞれの役割と責務を認識した協働による河川保全	
(c) 河川愛護意識高揚の促進	継続	(c) 河川愛護意識高揚の促進	
b 廃食油回収の取組	廃止		令和4年度で事業終了
（ウ）海洋保全	継続	（ウ）海洋保全	
a 市民と行政による海岸清掃・漂着ごみの回収	継続	a 市民と行政による海岸清掃・漂着ごみの回収	
b 底曳き網に掛かったごみの回収	継続	b 底曳き網に掛かったごみの回収	
イ 「環境基本計画」に基づく各種施策の取組	継続	イ 「環境基本計画」に基づく各種施策の取組	
（ア）市内一斉清掃の実施	継続	（ア）市内一斉清掃の実施	
（イ）緑のカーテン苗の配付	継続	（イ）緑のカーテン苗の配布	
（ウ）自然環境保全の啓発及び人材育成の推進	継続	（ウ）自然環境保全の啓発及び人材育成の推進	
ウ 希少種、在来種等の保護・保全の取組	継続	ウ 希少種、在来種等の保護・保全の取組	
（ア）市報、ホームページ、チラシ等での保護活動	継続	（ア）市報、ホームページ、チラシ等での保護活動	
（イ）佐伯市自然環境調査報告書を基に、生息地域の環境を保全	修正	（イ）佐伯市自然環境調査報告書を基にした生息地域の環境保全	表現の修正
（ウ）地域の自然環境を守り、継承する	継続	（ウ）地域の自然環境を守り、継承するための協力体制の構築	
エ ユネスコエコパークの取組	継続	エ ユネスコエコパークの取組	
（ア）研究者等専門家の調査研究の拠点づくり	修正	（ア）研究者等専門家による調査研究の取組	ユネスコエコパークの自然等に係る調査研究については、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の2県6市町で足並みを揃えて実施しているため。
（イ）ユネスコエコパークミュージアムとしての施設整備と利活用	廃止		ユネスコエコパークミュージアムとビジターセンターの機能を備えた宇目エコパークセンターが整備できたため、（ウ）に統合。
（ウ）ビジターセンターとしての施設整備と利活用	修正	（イ）宇目エコパークセンターを活用した情報発信と次世代育成事業の実施	（イ）及び（ウ）の機能を備えた宇目エコパークセンターが整備できたことによる。
（エ）観察会、体感キャンプの実施	修正	（ウ）市内の小中学校と連携して行う「エコパーク体感事業」の実施	佐伯市内の児童・生徒にユネスコエコパークの理念（＝さいきオーガニックシティ）を浸透させるため。
（オ）山ガール・サミット等のイベントの実施	修正	（エ）自然の素晴らしさや大切さを体感する自然体験イベントの開催	山ガールサミットのような大規模なイベントではなく、参加者一人一人とコミュニケーションが取れる小規模なイベントを複数回開催する方がユネスコエコパークの理念（＝さいきオーガニックシティ）をより強く伝えることができるため。

	(カ) ガイドの育成	継続	(オ) ガイドの育成	
		追加	(カ) SNSによる情報発信	SNSを活用することにより、広範囲に素早く安価に情報発信が可能となり、ユネスコエコパークの認知度の向上が期待できるため。
オ	日本一の花のあるまちづくりの取組	継続	オ 日本一の花のあるまちづくりの取組	
	(ア) 「さいき花の楽園」構想（仮称）の策定	修正	(ア) さいき花の楽園構想の推進	「オ」の基本目標の明記
	(イ) 全市的な花のある地域環境づくり	修正	(a) 花苗等の支給事業など市民総参加による地域環境づくり	花の楽園構想の確実な推進のため
	(ウ) 花苗の支給・花のコンクールの開催	修正	(b) 四季を通じて市内全域で花を鑑賞することのできる花の名所づくり	

総合計画（後期基本計画）案

担当課：清掃課、環境対策課

政策１ 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生

施策２ 快適な生活環境の確立

１．現状と課題

前期基本計画		後期計画（案）	備考
ごみ処理については、「佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理計画」に基づき取り組んできたところ です。 現状としては、ごみの総排出量はやや減少傾向となっていますが、順調に減量化できているとは言えない状況です。燃えるごみの中にはリサイクル可能な紙が多く含まれています。今後も市報、ケーブルテレビ、出張講座等を通じ、ごみの分別を始めごみの減量、再資源化の啓発活動を継続していくことが重要です。 加えて、ごみの中間処理施設（エコセンター番匠）については、設備の更新時期に差し掛かっているため、今後は計画的に設備の更新を実施することが必要となります。 また、産業廃棄物処理施設のある当該周辺地域においては、その周辺住民の不安を解消するため、産業廃棄物処理施設周辺の環境整備及び周辺住民の利便に寄与する施設整備等の各種事業を計画的に進めていくことが求められています。 公衆衛生等の面では、本市の火葬場は３施設（佐伯・弥生・蒲江）ありますが、施設稼働から年数が経過しており、各施設・設備の老朽化が進んでいます。今後は、計画的に改修・改装を実施し、公衆衛生及びその他公共福祉を堅持することが必要です。 さらに、近年、犬や猫などの愛玩動物の人気の高まる中、国は平成26年６月に、「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を発表し、「命を大切にし、優しさのあふれる、人と動物が共生する社会の実現を目指す。」としています。 本市の犬の登録件数は、3,400頭前後で、年々減少傾向にあります。一方、猫の個体数は把握できておりませんが、飼い主のいない猫が多くなっているため、猫に関する苦情等が多くなっています。 したがって、犬の処分は減少していますが、猫の引取り数は少なくないのが現状です。 今後は、人と動物が共生する社会の実現のため、犬・猫の適正な飼養と、飼い主のマナー向上が課題です。	時点修正	ごみ処理については、「佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理計画」に基づき取り組んでおり、ごみの総排出量はやや減少傾向となっていますが、人口減少の影響により年間一人当たりの排出量は増加している状況です。 燃えるごみの中には、リサイクル可能な紙や９０％もの水分量を含む生ごみが多いため、今後も市報等を通じ、ごみ分別ルールの徹底や「生ごみ処理容器キエーロ」の普及啓発に取り組んでいくことが重要です。 加えて、ごみの中間処理施設（エコセンター番匠）については、設備の更新時期に差し掛かっているため、今後はエコセンター番匠長寿命化計画に基づき設備更新及び建物保全を実施することが必要となります。 また、産業廃棄物処理施設の周辺地域においては、施設周辺の環境整備及び周辺住民の利便性に寄与する施設整備等の事業を計画的に取り組みます。 公衆衛生等の観点の取組については、本市にある火葬場３施設（佐伯・弥生・蒲江）は、いずれの施設も竣工から年数が経過しており、各施設とも設備の経年劣化が進んでいます。施設を長寿命化するうえで、個々の施設の効率の低い設備を高効率化することに努めることで、エネルギー消費量及び対策コストを削減しながら環境負荷の低減（CO2排出の低減）に取り組めます。 本市域で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理施設（クリーンセンター）は、下水道投入方式へと大規模改修したことで、電力消費量及び薬品使用量等の処理コストが大幅に縮減でき、環境負荷の低減（CO2排出の低減）が可能になりました。引続き施設を維持できるよう設備機器の更新や改修に取り組めます。 次に動物愛護の観点の取組については、動物を飼養する世帯において犬や猫などの愛玩動物は、家族の一員としてかけがえのない存在となっています。 本市の犬の登録件数は、2,800頭前後で、年々減少傾向にあります。その一方で飼い主のいない猫による苦情等は増加する傾向にあるため、人と動物との共生社会実現に向けた対応として、犬・猫の適正な飼養と、飼い主のマナー向上が課題といえます。	

２．これからの基本方針

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 一般廃棄物（ごみ）処理計画に基づき、ごみの減量化や適正な処理を進めていきます。	継続	ア 一般廃棄物（ごみ）処理計画に基づき、ごみの減量化や適正な処理を進めていきます。	
イ 中間処理施設（エコセンター番匠）の長寿命化を図る更新事業に取り組めます。	継続	イ 中間処理施設（エコセンター番匠）の長寿命化を図る更新事業に取り組めます。	
ウ 産業廃棄物処理施設における周辺市民の不安を解消するため、当該処理施設周辺の環境整備及び周辺市民の利便に寄与する施設整備の各種事業に取り組めます。	修正	ウ 産業廃棄物処理施設における施設周辺の環境整備及び周辺市民の利便に寄与する施設整備の各種事業に取り組めます。	計画案を修正したため
エ 公衆衛生及びその他公共の福祉のため、火葬場施設の長寿命化を図る改修事業に取り組めます。	継続	エ 公衆衛生及びその他公共の福祉のため、火葬場施設の長寿命化を図る改修事業に取り組めます。	
	追加	オ 生活環境及び公衆衛生の向上のため、し尿処理施設（クリーンセンター）の設備機器の更新と改修に取り組めます。	し尿処理施設も長寿命化改修事業を実施中
オ 犬・猫の適正飼養の啓発と、飼い主のマナー向上を図りながら、特に飼い主のいない猫を減らします。	継続	カ 犬・猫の適正飼養の啓発と、飼い主のマナー向上を図りながら、特に飼い主のいない猫を減らします。	

3. 主な取組

前期基本計画		継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 一般廃棄物（ごみ）処理計画に基づく主な取組		継続	ア 一般廃棄物（ごみ）処理計画に基づく主な取組	
	（ア）3R推進のための市報、ケーブルテレビ、出張講座等による啓発活動の実施	修正	（ア）4R推進のための市報等による啓発活動の実施	マイバッグ運動等のリフューズ（発生抑制）を加える。
	（イ）レジ袋削減の取組とマイバックの普及啓発活動の実施	廃止		全国で制度化されたため
	（ウ）生ごみリサイクル事業の実施	継続	（イ）生ごみリサイクル事業の実施	
	（エ）ごみの適正な処理・分別方法の検討	継続	（ウ）ごみの適正な処理・分別方法の検討	
イ 中間処理施設（エコセンター番匠）の長寿命化		継続	イ 中間処理施設（エコセンター番匠）の長寿命化	
	老朽化した設備の更新	修正	老朽化した設備の更新や建物の保全	建物の保全も必要なため
ウ 産業廃棄物処理施設における周辺市民の不安の解消		修正	ウ 産業廃棄物処理施設における周辺市民の利便性の向上	計画案を修正したため
	（ア）処理施設周辺の道路の整備	継続	（ア）処理施設周辺の道路の整備	
	（イ）処理施設周辺の生活環境の改善	継続	（イ）処理施設周辺の生活環境の改善	
エ 火葬場施設の長寿命化		継続	エ 火葬場施設の長寿命化	
	老朽化した施設及び設備の改修	継続	老朽化した施設及び設備の改修	
		追加	オ し尿処理施設の長寿命化	
		追加	老朽化した設備機器の更新及び改修	し尿処理施設も長寿命化改修事業を実施中
オ 犬・猫の適正飼養と飼い主のマナー向上		継続	カ 犬・猫の適正飼養と飼い主のマナー向上	
	（ア）犬・猫の不妊去勢手術費用の一部助成	継続	（ア）犬・猫の不妊去勢手術費用の一部助成	
		追加	（イ）おおいたさくら猫プロジェクトの推進	所有者不明猫に対する不妊去勢手術対策を実施中
	（イ）佐伯市狂犬病予防推進協議会による啓発活動	継続	（ウ）佐伯市狂犬病予防推進協議会による啓発活動	

総合計画（後期基本計画）案

政策１ 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生

担当課：建築住宅課、コミュニティ創生課

施策３ 住宅環境の整備

１．現状と課題

前期基本計画		後期計画（案）	備考
市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として市営住宅を設置しています。住宅の困窮者に安い家賃で賃貸するとともに、入居者の様々なニーズにこたえることも必要です。 この状況に適切・迅速に対応できる管理運営を目指し、「佐伯市公営住宅等長寿命化計画」に基づいた集約や改修等を含めた市営住宅のライフサイクルコストの縮減と高齢者や身体障がい者の配慮に努めます。 あわせて、地震による建築物の倒壊等の被害から生命と財産を保護するため、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する必要があります。平成28年度末現在の耐震化率は、一般住宅68.0％、特定建築物75.5％、市有建築物86.2％となっています。そのため「佐伯市住宅・建築物耐震化促進計画」に基づき、災害に対する市民の安全を確保するため、より一層の耐震化の促進が必要です。 また、近年、地域活力の低下や過疎化により空き家が増加しています。その課題としては、空き家等が放置されることで、近隣に悪影響を与えるものや、所有者の管理意識に関するものなどがあり、今後は環境対策を講じる必要があります	時点修正	市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として市営住宅を設置しています。住宅の困窮者に安い家賃で賃貸するとともに、入居者の様々なニーズにこたえることも必要です。 この状況に適切・迅速に対応できる管理運営を目指し、「佐伯市公営住宅等長寿命化計画」に基づいた集約や改修等を含めた市営住宅のライフサイクルコストの縮減（ライフサイクルC02の低減につながる）と高齢者や身体障がい者の配慮に努めます。 あわせて、地震による建築物の倒壊等の被害から生命と財産を保護するため、また持続可能な住環境の整備による低炭素社会実現（既存改修は、再建築するよりもライフサイクルC02の低減につながる）のためにも、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する必要があります。令和4年度末現在の耐震化率は、一般住宅72.5％、特定建築物82.2％、市有建築物92.6％となっています。そのため「佐伯市住宅・建築物耐震化促進計画」に基づき、災害に対する市民の安全を確保し、低炭素社会の実現を目指すうえで、後期計画でも継続して耐震化の促進が必要です。 また、近年では人口減少による過疎化の進展により、周辺部はもとより市街地においても空き家が増加しています。空き家の中には、長期間放置されていることで倒壊が危ぶまれるものや植栽の繁茂により近隣住民の生活環境に悪影響を与えるものがあります。これらは所有者（法定相続人等も含む。）の管理意識の希薄化によるものが主な要因であります。今後においても老朽危険空き家の除却促進と所有者に対する適切な指導・助言を行う必要があります。	老朽危険空き家の除却を進めることで、近隣住民の生活環境が好転し、地域住民の安全・安心な社会環境の充実が図られるとともに、解体にともなう解体事業者の事業経営の維持や雇用にも寄与することから、老朽危険空き家の除却助成制度の確保や、所有者に対する適正管理への指導・助言が必要であるため。

２．これからの基本方針

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 市営住宅が将来にわたって市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与できるようにするため、良好で安全な状態で維持管理するとともに、利用者の要望などに対する迅速な対応を目指し高質な維持管理体制を整備します。	継続	ア 市営住宅が将来にわたって市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与できるようにするため、良好で安全な状態で維持管理するとともに、利用者の要望などに対する迅速な対応を目指し高質な維持管理体制を整備します。	
イ 「佐伯市住宅・建築物耐震化促進計画」に基づき、災害に対する市民の安全を図るため、市内の住宅、特定建築物及び市有建築物の耐震化の促進に取り組めます。	修正	イ 「佐伯市住宅・建築物耐震化促進計画」に基づき、災害に対する市民の安全を図るため、低炭素社会の実現のため、市内の住宅、特定建築物及び市有建築物の耐震化の促進に取り組めます。	耐震化の促進に取り組むことは、低炭素社会の実現に寄与することでもあることを示すため。
ウ 「空き家特措法」及び「佐伯市空き家等対策計画」に基づき、保安上危険な住宅の除却事業を推進し、良好な住環境を確保することに取り組めます。	継続	ウ 「空き家特措法」及び「佐伯市空き家等対策計画」に基づき、保安上危険な住宅の除却事業を推進し、良好な住環境を確保することに取り組めます。	

３．主な取組

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 市営住宅における適正な維持管理	継続	ア 市営住宅における適正な維持管理	
（ア）管理代行制度・指定管理者制度による低コスト化や徴収率向上等に向けた円滑な管理運営	継続	（ア）管理代行制度・指定管理者制度による低コスト化や徴収率向上等に向けた円滑な管理運営	
（イ）用途廃止・集約等による市営住宅のライフサイクルコストの縮減	継続	（イ）用途廃止・集約等による市営住宅のライフサイクルコストの縮減	
（ウ）高齢者・身障者等に対する入居募集時の配慮や安全設備対策の充実	継続	（ウ）高齢者・身障者等に対する入居募集時の配慮や安全設備対策の充実	
イ 一般住宅・特定建築物・市有建築物の耐震化の促進	継続	イ 一般住宅・特定建築物・市有建築物の耐震化の促進	
耐震診断・耐震改修を行う市民への助成	継続	耐震診断・耐震改修を行う市民への助成	
ウ 不良住宅の除却促進	継続	ウ 不良住宅の除却促進	
老朽化により倒壊する恐れのある住宅除却への助成	修正	（ア）老朽化により倒壊する恐れのある危険空き家除却への助成	空き家に特化した除却が目的の助成制度のため。
	追加	（イ）老朽危険空き家所有者等への適正管理に係る指導・助言	老朽危険空き家の所有者等に対し適正管理の指導・助言が必要であるため。

総合計画（後期基本計画）案

政策１ 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生

担当課：都市計画課

施策４ 公園緑地の整備

１．現状と課題

前期基本計画		後期計画（案）	備考
本市の都市公園の施設及び遊具は耐用年数も経過し老朽化しているものもあります。また、城山歴史公園の登山道及び施設も経年劣化しており、早急な整備を行う必要があります。 それらのことから、公園施設長寿命化事業において、既に調査の終わった公園12か所を含め、都市公園37か所について調査を行い、今後10年間で老朽化した施設及び遊具の更新等を行っていきます。 また、城山歴史公園整備計画に基づき、城山歴史公園の老朽化した施設及び登山道4か所の整備や、豊かな生態系を守りながら、佐伯城址を保存し有効に活用するための景観環境を整えていきます。 公園緑地の保全や緑化の推進に関しては、佐伯市緑の基本計画を策定し、その将来像、目標、施策などを定め、各種施策を推進していきます。	時点修正	本市の都市公園の施設及び遊具は耐用年数も経過し老朽化しているものもあります。また、城山歴史公園の登山道及び施設も経年劣化しており、早急な整備を行う必要があります。 それらのことから、佐伯市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に老朽化した公園施設の更新等を行っていきます。 また、城山歴史公園整備計画に基づき、城山歴史公園の老朽化した施設及び登山道の整備や、豊かな生態系を守りながら、佐伯城跡を保存し有効に活用するための景観環境を整えていきます。 公園緑地は人々に潤いのある生活を担保し、市街地の景観の向上にも寄与しています。一方で、維持管理が大変なことや荒廃が進行しているところもあり、質・量ともに停滞している現状があります。公園緑地の保全や緑化の推進に関しては、令和2年3月に策定した佐伯市緑の基本計画に基づき、各種施策を推進していきます。	

２．これからの基本方針

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 「佐伯市緑の基本計画（緑のマスタープラン）」を策定し、都市計画公園等の整備見直しに取り組みます。	修正	ア 「佐伯市緑の基本計画（緑のマスタープラン）」に基づき、公園緑地の新たな活用方法や仕組みを検討し、都市計画公園等の整備見直しに取り組みます。	R2.3策定済のため
イ 都市公園等の整備を行い、効率よい維持管理に努め、住みよいまちづくりに取り組みます。	継続	イ 都市公園等の整備を行い、効率よい維持管理に努め、住みよいまちづくりに取り組みます。	
ウ 城山歴史公園については、これまでの維持管理に加え、市民の憩い・交流・学習・集い・活動・健康づくりの場所として、また大規模災害時の避難場所として、整備に取り組みます。さらに、観光資源としての更なる魅力づくりを図ります	修正	ウ 城山歴史公園については、これまでの維持管理に加え、市民の憩い・交流・学習・集い・活動・健康づくりの場所として整備に取り組みます。また、観光資源としての更なる魅力づくりを図ります	国指定の文化財を目指していることから、備蓄倉庫等の整備が困難となったため、大規模災害時の避難場所として整備を削除した。

３．主な取組

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 緑の基本計画による取組	継続	ア 緑の基本計画による取組	
（ア）緑の基本計画の策定	廃止		R2.3策定済のため
（イ）緑の基本計画による施策の実施（都市公園整備の促進等）	修正	（ア）都市公園整備の促進等	
	追加	（イ）公園緑地の新たな活用方法の検討	
イ 公園施設長寿命化	継続	イ 公園施設長寿命化	
老朽化した施設及び遊具の更新	継続	老朽化した施設及び遊具の更新	
ウ 城山歴史公園の整備	継続	ウ 城山歴史公園の整備	
（ア）老朽化した施設及び登山道4か所の整備	修正	（ア）老朽化した施設及び登山道の整備	登山道整備はあと1か所となったため
（イ）自然環境と調和のとれた間伐・除伐及び剪定	継続	（イ）自然環境と調和のとれた間伐・除伐及び剪定	

総合計画（後期基本計画）案

担当課：都市計画課

政策１ 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生

施策５ 景観の形成

１．現状と課題

前期基本計画		後期計画（案）	備考
本市は、歴史や文化にはぐくまれた街並みや集落、自然美豊かな海岸、河川、森林など多くの良好な景観に恵まれています。そのような中、景観計画を定めるため、景観法（平成16年制定）に基づき「景観法を活用した景観行政を推進する公共団体」として、平成29年３月１日に景観行政団体となりました。 景観計画は、海岸、河川、森林など豊かな自然景観や、その恵みを受けた集落の景観、歴史的、文化的な街並み景観などの良質な景観を保存・継承することで地域の特色を出し、さらにその景観をいかし、周辺の街並みを整えることで観光振興を図るなど、魅力的な景観づくりを推進するための方針や基準を定めるものです。 計画策定は、平成31年度（2019年度）を予定しており、策定後は、計画に基づき各種施策を推進していきます。	時点修正	本市は、歴史や文化にはぐくまれた街並みや集落、自然美豊かな海岸、河川、森林など多くの良好な景観に恵まれています。そのような中、景観計画を定めるため、景観法（平成16年制定）に基づき「景観法を活用した景観行政を推進する公共団体」として、平成29年３月１日に景観行政団体となりました。 令和2年3月に策定した佐伯市景観計画では、海岸、河川、森林など豊かな自然景観や、その恵みを受けた集落の景観、歴史的、文化的な街並み景観などの良質な景観を保存・継承することで地域の特色を出し、さらにその景観をいかし、周辺の街並みを整えることで観光振興を図るなど、魅力的な景観づくりを推進するための方針や基準を定めました。今後は佐伯市景観計画に基づいた各種施策を推進していきます。	

２．これからの基本方針

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
「佐伯市景観計画」を策定し、まちの特徴であり、市民の財産である多くの美しい自然景観や心安らぐ街並みなど、長い年月により築かれた景観を市民と行政が一体となって“守り・育てる”ことで良好な景観形成を促進します。	修正	「佐伯市景観計画」に基づき、まちの特徴であり、市民の財産である多くの美しい自然景観や心安らぐ街並みなど、長い年月により築かれた景観を市民と行政が一体となって“守り・育てる”ことで良好な景観形成を促進します。	R2.3策定済のため

３．主な取組

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 佐伯市景観計画の策定	廃止		R2.3策定済のため
イ 佐伯市景観計画に基づく施策の実施	継続	ア 佐伯市景観計画に基づく施策の実施	
	追加	（ア）景観ガイドラインの作成	
	追加	（イ）景観意識を高揚するための啓発事業の実施	

総合計画（後期基本計画）案

担当課：防災危機管理課、消防総務課、建設課、
林業課、社会福祉課

政策１ 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生

施策６ 災害に強いまち（人）づくり

１．現状と課題

前期基本計画		後期計画（案）	備考
南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、近年は台風や集中豪雨等の自然災害も多発している中、「災害は、いつでもどこでもやって来る」という認識の下、これまで市民の生命・身体及び財産を守るために、避難地・避難路の整備、防災行政無線の整備及びデジタル化、津波避難地案内標識の設置、大型備蓄倉庫の整備、津波対策用備蓄倉庫の助成等を行いました。現在、非常時に情報を迅速かつ正確に伝達するため、防災・行政ラジオを配布しているところ です。 ハード整備により市民の生命・身体及び財産を守ることには限界があることから、被害を最小化するためには市民一人一人の防災意識の向上が重要です。また、生命を守るために自助・共助の強化も欠かすことはできません。防災意識の高い地域も一部にはありますが、市内一斉の地域避難訓練の参加者数の伸び悩みや参加者の固定化・高齢化等から、市民全体の防災意識の醸成が課題です。 また、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保及びその防災活動を支援するための対策として、自ら避難することが困難な人を対象とした「避難行動要支援者」の名簿を作成するほか、避難誘導体制、物資・資機材等の整備を行い、要配慮者の救援活動が行えるよう対策を講じることが必要です。 加えて、消防職員・団員へ寄せる市民の期待は年々高まっております。この期待に沿えるよう今後も消防職員と団員の合同訓練を実施し、連携強化を図るとともに、迅速・的確な現場活動を行うことが必要です。あわせて、装備・機材の充実も図り、地域防災力の強化に取り組むことが重要です。	時点修正	南海トラフ地震の発生が危惧され、近年は台風や集中豪雨等の自然災害も多発している中、「災害は、いつでもどこでもやって来る」という認識の下、これまで市民の生命・身体及び財産を守るために、避難地・避難路の整備、防災行政無線の整備及びデジタル化、津波避難地案内標識の設置、大型備蓄倉庫の整備、津波対策用備蓄倉庫の助成等を行いました。現在、非常時に情報を迅速かつ正確に伝達するため、防災・行政ラジオを配布しているところですが、今後、難聴エリアの解消に向けて施設整備を行います。 市民の生命・身体及び財産を守ることには限界があることから、被害を最小化するためには市民一人一人の防災意識の向上が重要です。また、生命を守るために自助・共助の強化も欠かすことはできません。防災意識の高い地域も一部にはありますが、市内一斉の地域避難訓練の参加者数の伸び悩みや参加者の固定化・高齢化等から、市民全体の防災意識の醸成が課題です。 また、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保及びその防災活動を支援するための対策として、自ら避難することが困難な人を対象とした「避難行動要支援者」の名簿を作成するほか、避難誘導体制、物資・資機材等の整備を行い、要配慮者の救援活動が行えるよう対策を講じることが必要です。 また、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保及びその防災活動を支援するための対策として、自ら避難することが困難な人を対象とした「避難行動要支援者」の名簿を作成するほか、避難誘導体制、物資・資機材等の整備を行い、要配慮者の救援活動が行えるよう対策を講じることが必要です。 加えて、消防職員・団員へ寄せる市民の期待は年々高まっております。この期待に沿えるよう今後も消防職員と団員の合同訓練を実施し、連携強化を図るとともに、迅速・的確な現場活動を行うことが必要です。あわせて、装備・機材の充実も図り、地域防災力の強化に取り組み、相互応援体制の一層の充実強化が重要です。 また、大規模災害からの復旧が長期化すると、地域の活気の喪失につながります。そのため、平時から復興に必要な情報を整理し、手順や体制を整えておくこと、復興後の地域の将来像を検討し、必要な備えを実施していくことが重要となります。	

２．これからの基本方針

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 南海トラフ巨大地震等の津波を想定した津波防災地域づくり推進計画に沿って、市民の命を守ることを最優先とし、津波避難施設等の整備や防災意識の醸成等に取り組み、津波に強いまちづくりを進めます。	修正	ア 南海トラフ地震等の大災害を想定した各種計画に沿って、市民の命を守ることを最優先とし、津波避難施設等の整備や防災意識の醸成並びに事前復興計画等に取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。	表現が、巨大地震より地震へ変更されたことと共に、R5より事前復興計画を策定するため
イ 防災情報の伝達の強化としては、防災情報システムの無線化に加え、防災・行政ラジオの配布及びラジオ中継局整備による無線化を進めます。	継続	イ 防災情報の伝達の強化としては、防災情報システムの無線化に加え、防災・行政ラジオの配布及びラジオ中継局整備による無線化を進めます。	
ウ 津波や大規模な風水害から命を守る際、公助のみの災害対策には限界があることから、自助・共助により被害を最小限に抑える取組を強化します。	継続	ウ 津波や大規模な風水害から命を守る際、公助のみの災害対策には限界があることから、自助・共助により被害を最小限に抑える取組を強化します。	
エ 他市町村や各種業界との防災協定締結による連携強化を図ります。	継続	エ 他市町村や各種業界との防災協定締結による連携強化を図ります。	
オ 大規模災害時に被災者の生活が長期となることが想定されることから、拠点となる避難所の環境改善に向けた整備を行います。	継続	オ 大規模災害時に被災者の生活が長期となることが想定されることから、拠点となる避難所の環境改善に向けた整備を行います。	
カ 風水害時の流木による被害拡大を防ぐため、広葉樹と針葉樹の混合林の育成や河川沿いの樹木の伐採等、災害に強い山林・河川づくりを検討します。	修正	カ 風水害時の流木による被害拡大を防ぐため、立木伐採後の適切な片付けや河川沿いの樹木の伐採等、災害に強い森林・河川づくりを検討します。	直接的な風水害時の流木対策とするため。

キ 消防職員及び消防団員の相互連携、安全対策の推進、装備の充実・強化に取り組みます。	継続	キ 消防職員及び消防団員の相互連携、安全対策の推進、装備の充実・強化に取り組みます。	
ク 災害時に備え、老朽化した庁舎及び通信体制の整備・強化を図るとともに、防災ヘリとドクターヘリの情報共有体制を構築します。	修正	ク 大規模災害時に備え、通信体制の充実、強化を図るとともに、防災拠点となる庁舎の老朽化対策等の維持管理及び他機関との情報共有体制構築に向けた庁舎改修の整備を行います。	ヘリとの情報共有体制は構築完了。既存指令システム撤去に伴う指令室および機械室の再活用を行うため
ケ 佐伯市災害ボランティアネットワーク協議会を中心に、大規模災害時に備えるための災害ボランティアに必要な知識や技術の習得、人員の確保などに取り組みます。	継続	ケ 佐伯市災害ボランティアネットワーク協議会を中心に、大規模災害時に備えるための災害ボランティアに必要な知識や技術の習得、人員の確保などに取り組みます。	
コ 要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策に取り組みます。	継続	コ 要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策に取り組みます。	

3. 主な取組

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 防災施設・設備等の整備	継続	ア 防災施設・設備等の整備	
（ア）避難地、避難路等の整備	継続	（ア）避難地、避難路等の改修	
（イ）人工高台造成、津波避難タワーの建設	廃止		
	追加	（イ）大規模災害時の復興に備え事前復興計画策定の推進	復興計画策定を迅速に行うためには、事前復興計画策定が必要なため
イ 防災情報伝達の強化	継続	イ 防災情報伝達の強化	
（ア）防災・行政ラジオの配布	継続	（ア）防災・行政ラジオの配布	
（イ）ラジオ中継局整備による防災・行政ラジオシステムの無線化	継続	（イ）ラジオ中継局整備による防災・行政ラジオシステムの無線化	有線断線時でも無線受信できるエリアを広げるため
（ウ）ケーブルテレビ佐伯及びエフエムさいきとの連携強化	継続	（ウ）ケーブルテレビ佐伯及びエフエムさいきとの連携強化	
ウ 防災意識醸成の取組	継続	ウ 防災意識醸成の取組	
（ア）防災士の育成、スキルアップの取組	継続	（ア）防災士の育成、スキルアップの取組	
（イ）防災講話・防災講演会の開催	継続	（イ）防災講話・防災講演会の開催	
（ウ）地域避難訓練及び弾道ミサイルを想定した避難訓練の実施、自主防災組織の育成	継続	（ウ）地域避難訓練及び弾道ミサイルを想定した避難訓練の実施、自主防災組織の育成	
（エ）防災手帳の作成・配布、防災教育の充実	修正	（エ）防災教育の充実	防災手帳は、作成し配布済みのため
（オ）緊急避難グッズの備えや家具等の転倒防止の啓発	継続	（オ）緊急避難グッズの備えや家具等の転倒防止の啓発	
エ 防災協定による連携強化	継続	エ 防災協定による連携強化	
（ア）既に防災協定を締結している各種業界との連携強化	継続	（ア）既に防災協定を締結している各種業界との連携強化	
（イ）新たな業界との連携拡大	継続	（イ）新たな業界との連携拡大	
オ 避難所の環境改善の取組等	継続	オ 避難所の環境改善の取組等	
（ア）拠点となる避難所の空調設備等の検討	継続	（ア）拠点となる避難所の空調設備等の検討	
（イ）広域的避難を円滑に行うため海岸部と山間部の地域間連携の強化	継続	（イ）広域的避難を円滑に行うため海岸部と山間部の地域間連携の強化	
カ 災害に強い山林・河川整備の促進	継続	カ 災害に強い山林・河川整備の促進	
（ア）流木対策の検討	修正	（ア）災害に強い森林づくり	流木対策だけでなく、林地崩壊等山林災害を防ぐことが重要であるため。
（イ）河川の堆積土撤去・改良	継続	（イ）河川の堆積土撤去・改良	
キ 消防職員と消防団員の連携強化の取組	継続	キ 消防職員と消防団員の連携強化の取組	
（ア）消防団員の確保・育成	継続	（ア）消防団員の確保・育成	
（イ）合同訓練の実施	継続	（イ）合同訓練の実施	
（ウ）消防団の装備・機材の充実	継続	（ウ）消防団の装備・機材の充実	
ク 庁舎及び消防通信体制の整備・強化の取組	継続	ク 庁舎及び消防通信体制の整備・強化の取組	
（ア）東部分署の整備及び上浦派出所の整備検討	修正	（ア）防災拠点となる庁舎の維持管理と他機関との情報共有体制の構築を行う。	東部分署整備完、上浦派出所移転改修
（イ）外国人からの１１９番通報にも対応できる受信システムの構築	廃止		通訳業者と契約、３者通話で外国人からの通報を受信可能としたため
（ウ）聴覚障がい等の音声通報に不安のある方々が、安心して通報できるシステムの構築	廃止		指令システム更新に伴い受信システム構築済み
（エ）防災ヘリ及びドクターヘリとの情報共有体制の構築	廃止		共通波による無線交信のシステムを構築したため
（オ）消防本部通信指令室の免震化	廃止		他市へ指令業務の事務委託を行うため

		追加	(イ) 消防指令業務共同運用における出動指令等を行う通信ネットワークの構築、維持管理	通信指令業務が途絶えないための補完体制を構築
		追加	(ウ) 大規模災害での消防活動における情報共有システムの運用要領を構築し、現状消防力の強化を図	共同運用により県下消防本部で災害情報を共有し、現状より更に迅速な応援体制の確立を図る
	(カ) 光回線に対応させるシステムの構築	継続	(エ) 光回線に対応させるシステムの構築	
	(キ) ドローン等の映像配信機能を活用できる画像伝送システムの構築	継続	(オ) ドローン等の映像配信機能を活用できる画像伝送システムの構築	
ケ	災害ボランティアの取組	継続	ケ 災害ボランティアの取組	
	訓練・研修などを通じた災害ボランティアの育成とスキルアップの推進	継続	訓練・研修などを通じた災害ボランティアの育成とスキルアップの推進	
コ	要配慮者への支援	継続	コ 要配慮者への支援	
	避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）作成の推進	継続	避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）作成の推進	

総合計画（後期基本計画）案

担当課：営業課

政策2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生

施策1 水道の整備

1. 現状と課題

前期基本計画		後期計画（案）	備考
水道事業においては、水道水の安全性保持、老朽化施設の更新、地震等の災害への対応等の課題がある中で、少子高齢化等による給水人口、料金収入の減少に伴い、水道事業運営は厳しさが増していくと考えられます。 また、国の施策として、平成19年度以降簡易水道事業の上水道事業への統合や企業会計化が推進されており、本市においても、平成30年度から簡易水道事業を上水道事業に統合し、公営企業会計として一体的な経営を行っていきます。そのような中、「佐伯市水道事業ビジョン」（平成29年3月）に基づき、将来に向けて持続可能な水道事業の構築が喫緊の課題です。	時点修正	水道事業においては、水道水の安全性保持、老朽化施設の更新、地震等の災害への対応等の課題がある中で、少子高齢化等による給水人口、料金収入の減少に伴い、水道事業運営は厳しさが増していくと考えられます。 本市では、平成30年度から簡易水道事業を上水道事業に統合し、公営企業会計として一体的な経営を行うとともに、「佐伯市水道ビジョン」（平成29年3月）を踏まえたうえで、将来にわたって市民の皆様に安全で安定的な水道水を供給するため「佐伯市水道事業経営戦略」を令和3年3月に策定しました。 今後は「経営戦略」で示した経営の基本方針や投資・財政計画に基づき、安定的で持続可能な水道事業の構築を図ることが課題です。	水道事業と簡易水道事業の統合から年を経たため、部分的に削除した。 また「佐伯市水道ビジョン」（平成29年3月）だけでなく、「佐伯市水道事業経営戦略」（令和3年3月）についても盛り込んだ。

2. これからの基本方針

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 佐伯市水道事業ビジョンに掲げた「安全」、「強靱」、「持続」の施策に取り組んでいきます。	継続	ア 佐伯市水道事業ビジョンに掲げた「安全」、「強靱」、「持続」の施策に取り組んでいきます。	
イ 水道事業と簡易水道事業の統合に伴い、事業経営の効率化、経費節減に努め、財政基盤の強化を図ります。	修正	イ 事業経営の効率化、経費削減に努め、財政基盤の強化を図ります。	水道事業と簡易水道事業の統合から年を経たため、部分的に削除した。

3. 主な取組

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 水道施設の整備	継続	ア 水道施設の整備	
老朽化した送水管及び配水管の更新による長寿命化	修正	老朽化した管路の更新による耐震化	前期計画の目標指標である「老朽化した铸铁管（CIP）の更新率」についての残延長分は、下水道工事の実施に伴い更新することで経費の削減が図れることから、後期計画では新たに災害に強い耐震管への更新に修正を行いたい。
イ 安定した経営基盤の確立	継続	イ 安定した経営基盤の確立	
水道事業と簡易水道事業の統合によるコスト削減や料金改定を含めた経営基盤の強化	修正	（ア）令和4年度料金改定の効果検証。	水道事業と簡易水道事業の統合から年を経たため、部分的に削除した。 また令和4年度に料金改定をおこなったため、その検証とそれに伴う次期改定の時期と改定幅の具体化を盛り込んだ。
		（イ）継続的なコスト削減。	
		（ウ）経営基盤強化のための次期料金改定（令和9年度予定）に係る適切な実施時期、改定幅の具体化。	

総合計画（後期基本計画）案

担当課：下水道課

政策2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生

施策2 下水道の整備

1. 現状と課題

前期基本計画		後期計画（案）	備考
下水道は、快適な生活環境の確保や河川等の水質保全を図る污水处理機能等を備えており、安全な市民生活には欠くことのできない基幹施設です。本市は、1市5町3村が合併して九州一広い面積を有する市となりました。生活排水処理施設の整備手法も合併前の人口規模や地域に応じたものとなっており、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業、浄化槽市町村整備推進事業及び浄化槽設置整備事業（個人設置型）により推進しています。このように点在する多くの污水处理施設を最適かつ効率的に整備していく必要があります。また、住民の高齢化や独居世帯の増加により、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置意欲が低下しており、転換促進が進んでいません。平成28年度末の普及率は73.2%、処理率は64.5%となっています。このような状況を踏まえ、更なる生活排水対策の推進が必要となっています。	時点修正	下水道は、快適な生活環境の確保や河川等の水質保全を図る污水处理機能等を備えており、安全な市民生活には欠くことのできない基幹施設です。本市は、1市5町3村が合併して九州一広い面積を有する市となりました。生活排水処理施設の整備手法も合併前の人口規模や地域に応じたものとなっており、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業、浄化槽市町村整備推進事業及び浄化槽設置整備事業（個人設置型）により推進しています。このように点在する多くの污水处理施設を最適かつ効率的に整備していく必要があります。また、住民の高齢化や独居世帯の増加により、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置意欲が低下しており、転換促進が進んでいません。令和3年度末の普及率は79.0%、処理率は70.3%となっています。このような状況を踏まえ、更なる生活排水対策の推進が必要となっています。	

2. これからの基本方針

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 「佐伯市生活排水処理施設整備構想」の見直しを行い、生活排水処理施設の整備促進に取り組めます。	継続		
イ 普及率、処理率向上に向け、生活排水に関する啓発活動を実施し、合併浄化槽接続家庭に対する補助金制度等を充実します。	修正	イ 下水道区域内の未整備地区の解消及び合併浄化槽設置に対する補助金制度の継続や、生活排水に関する啓発活動を実施することで普及率・処理率向上を図ります。	一層の普及率、処理率向上に向け、新たな取り組みを追加したため

3. 主な取組

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 下水道施設の整備	継続	ア 下水道施設の整備	
（ア）污水处理施設の最適かつ効率的な整備	継続	（ア）污水处理施設の最適かつ効率的な整備	
（イ）老朽化した施設（管路等）の更新	継続	（イ）老朽化した施設（管路等）の更新	
イ 普及率、処理率の向上	継続	イ 普及率、処理率の向上	
（ア）広報活動の強化と戸別訪問等の普及促進活動の実施	継続	（ア）広報活動の強化と戸別訪問等の普及促進活動の実施	
（イ）浄化槽整備事業補助金の上乗せ補助の実施（個人設置型）	修正	（イ）浄化槽整備事業補助金の実施（個人設置型）	
	追加	（ウ）下水道区域内における私道への整備の実施	一層の普及率、処理率向上に向け、新たな取り組みを追加したため

総合計画（後期基本計画）案

担当課：建設総務課、建設課、都市計画課、情報推進課

政策2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生

施策3 道路・情報インフラの整備

1. 現状と課題

前期基本計画		後期計画（案）	備考
道路については、平成27年3月の東九州自動車道（佐伯IC-蒲江IC間）の開通を始め、国道、県道、市道の整備に取り組んできました。特に、東九州自動車道の佐伯IC、佐伯堅田IC等の整備により、本市の主要道路の骨格がほぼ整ったことから、適正な道路網の整備促進が求められています。加えて、身近な道路の整備に対する市民ニーズが強いことから、市道及び都市計画道路の計画的な整備や歩行者の安全に配慮した整備対策が課題となっています。また、橋りょう・トンネル等の適正維持についても、その施設数が膨大であるため、長寿命化計画に基づき計画的に実施していく必要があります。 なお、公共工事等を推進する上で、発生する残土の処理に苦慮している状況であり、工事の円滑な進捗に支障を来さないよう残土処理場の確保が課題の一つになっています。 地域情報化の面では、本市の情報通信の基幹施設であるケーブルテレビ施設は、整備してから12年から17年経過しており、施設の更新を行わなければならない時期を迎えています。また、平成30年度から実用放送が予定されている4K／8K放送、超高速ブロードバンドなど、高度技術への対応が求められています。企業誘致の面からも、光ケーブル化によるインターネット環境の改善が企業のニーズに対応するものとなります。今後も急速に進化する情報通信技術の普及・活用の取組が必要です。	時点修正	・道路については、東九州自動車道を始め、国道、県道、市道の整備に取り組んできました。 ・東九州自動車道では、国が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」で「大分宮川内IC～佐伯IC間」が優先整備区間に選定され、令和4年3月に「津久見IC～佐伯IC間」約3.3kmにおいて、4車線化が事業着手となりました。残る「臼杵IC～佐伯IC間」の4車線化の早期事業化を目指します。 ・本市の主要道路である国道・県道等地域ネットワークの構築については、各地域間を結ぶ循環型道路網の整備が求められています。 ・市道及び都市計画道路については、地域特性や市民ニーズ、交通量等を踏まえ、歩行者の安全・安心を考慮し計画的な整備を行うとともに、低炭素化に向けた道路整備の取組が課題となっています。 ・加えて、道路インフラの老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修等のメンテナンスサイクルを実施する必要があります。 ・また、公共工事等を推進する上で、建設発生土の処理に苦慮している状況であり、積極的な工事間流用を推進するとともに、工事の円滑な進捗に支障をきたさないよう残土処理場の確保が課題の一つになっています。 情報インフラの整備については、ICT による地域の課題解決につながる取り組みが必要となるなかで、その前提となるケーブルテレビ施設の更新による光ファイバ網の整備で放送、通信環境の高度化も推進していく必要があります。今後の農林水産業、観光、防災、医療・介護等の分野において高度な無線システムによる IoT サービスの利用が拡大し、5G、Wi-Fi 等の多様な無線局の活用促進のための整備が求められています。 また、今後のICT活用にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策の「新しい生活様式」やスマートフォン等の普及といった社会情勢の変化や、生産年齢人口減少といった人口構造の変化、AI、RPA、IoT等の技術革新等、技術や社会の潮流も変化しており、このような環境変化を適切に把握した取組が必要となります。	内容の修正

2. これからの基本方針

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
≪道路インフラの整備≫			
ア 暫定2車線である東九州自動車道の4車線化を目指し、国・県に要望していきます。	修正	ア 東九州自動車道の優先整備区間において、残る「臼杵IC～佐伯IC間」の4車線化の早期事業化を目指し、国、県及び関係機関に要望していきます。	内容の修正
イ 国道や主要な県道の整備については、国や県に積極的に働きかけるとともに、市道の改良及び整備を促進し、各地域間を結ぶ循環型の道路網の整備に取り組みます。	修正	イ 国道や主要県道の整備については、国や県に積極的に働きかけるとともに、各地域間を結ぶ循環型道路網の整備に取り組みます。	内容の修正
ウ 市道は生活に不可欠な道路であるため、地域のニーズや実情、交通量等を考慮して、費用対効果の高い安全・安心な道路整備を行います。	修正	ウ 市道は地域の身近な道路であるため、地域特性や市民ニーズ、交通量等を踏まえ、低炭素化に向けた安全・安心な道路整備を行います。	内容の修正
エ 社会情勢の変化に基づき、都市計画道路の整備方針を見直します。	修正	エ 佐伯市都市計画マスタープランの策定により、都市計画道路を見直し整備を促進します。	R5.12都市計画マスタープラン改定内容の修正
オ インフラの長寿命化計画に基づいて、橋りょう、トンネル等の整備を計画的に行います。	修正	オ 道路インフラのメンテナンスサイクルを構築し、長寿命化計画に基づき、橋りょう・トンネル等の整備を計画的に行います。	内容の修正
カ 公共工事の推進に向けた残土処理場の確保を行います。	継続	カ 公共工事の推進に向けた残土処理場の確保を行います。	

«情報インフラの整備»			
ア 情報通信の基幹施設であるケーブルテレビ施設の更新を推進します。	継続	ア 情報通信の基幹施設であるケーブルテレビ施設の更新を推進します。	
イ 様々な分野においてICT＊利用を可能とする情報通信環境を促進します。	修正	イ ICTを有効活用し、市民と行政をつなぐ、便利でやさしい行政サービスを推進します。	社会情勢等の変化を考慮し、見直しを行った。

3. 主な取組

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
道路インフラの整備	継続	道路インフラの整備	
ア 東九州自動車道 4 車線化の取組	継続	ア 東九州自動車道 4 車線化の取組	
期成会による国・県への要望活動	修正	市及び期成会等による国・県・関係機関への要望活動	内容の修正
イ 国道、県道の整備促進の取組	継続	イ 国道、県道の整備促進の取組	
番匠川河口橋建設推進期成会等による国・県への要望活動	修正	市及び期成会等による国・県への要望活動	内容の修正
ウ 市道整備の取組	継続	ウ 市道整備の取組	
（ア）地域の生活環境改善のための道路整備の推進	修正	（ア）地域の安全や利便性向上のための道路整備	内容の修正
（イ）地区要望に対する道路改良	修正	（イ）地域特性や地区要望を踏まえた道路整備	内容の修正
（ウ）維持補修の実施	継続	（ウ）維持補修の実施	
エ 都市計画道路の整備方針の見直し	継続	エ 都市計画道路の整備方針の見直し	
（ア）都市計画道路網の見直し	継続	（ア）都市計画道路網の見直し	
（イ）都市計画道路の整備順位の決定	継続	（イ）都市計画道路の整備順位の決定	
オ 橋りょう及びトンネルの整備	継続	オ 橋りょう及びトンネルの整備	
（ア）長寿命化計画による維持補修	継続	（ア）長寿命化計画による維持補修	
（イ）長寿命化計画による耐震化	継続	（イ）長寿命化計画による耐震化	
カ 残土処理場の確保	継続	カ 残土処理場の確保	
東九州自動車道弥生パーキング、第2浦代トンネル、市道の整備、河床堆積土の処理 等で発生する残土処理場の確保	修正	高速道路の 4 車線化、国道・県道・市道の整備、河床掘削等で発生する建設発生土の残土処理場の確 保	内容の修正
情報インフラの整備	継続	情報インフラの整備	
ア ケーブルテレビ施設の更新	継続	ア ケーブルテレビ施設の更新	
（ア）ケーブルテレビ施設の光ケーブル化の促進	継続	（ア）ケーブルテレビ施設の光ケーブル化の促進	
（イ）施設更新に伴う使用料改定の検討	継続	（イ）施設更新に伴う使用料改定の検討	
イ ICT利用の促進	修正	イ ICTを活用した行政サービスの推進	基本方針の変更に伴い、文章の見直しを行った。
（ア）各分野におけるICT＊利用の検討	廃止		社会情勢等の変化を考慮し、見直しを行った。
（イ）モバイルコンピューティングなどに対応する情報環境の促進	廃止		社会情勢等の変化を考慮し、見直しを行った。
	追加	（ア）市民の利便性向上のため、行政手続のデジタル化等を推進	社会情勢等の変化を考慮し、見直しを行った。
	追加	（イ）ICT・データを活用した効率的で持続可能な行財政運営の推進	社会情勢等の変化を考慮し、見直しを行った。

総合計画（後期基本計画）案

政策2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生

担当課：地域振興課

施策4 生活交通体系の構築

1. 現状と課題

前期基本計画		後期計画（案）	備考
市民生活の交通手段を確保するため、既存の路線バスの維持に努めるとともに、交通事情や地域の特性に応じたコミュニティバスの運行等により、生活交通手段の確保に取り組んできましたが、利用者の低迷等により、厳しい経営が続いています。地域公共交通網形成計画・再編実施計画を策定し、公共交通の見直しを行います。再編計画に基づく路線バスに代わる移動手段としては、コミュニティバスだけでなく、デマンド方式による乗合タクシー等についても調査・研究し、新たな交通手段の導入も検討する中、利用促進に向けた交通体系の整備を図ります。 鉄道に関しては、日豊本線の高速複線化及びJR佐伯駅のバリアフリー化が課題となっています。東九州新幹線の早期実現や利用者促進と観光客増に繋がる取組も求められています。 離島航路は、島民唯一の交通機関であり、生活物資の輸送や通院等においても重要な航路であるため、蒲江～深島航路については、国・県・市からの助成によって運航を継続しています。大島航路は、市直営で運航を行っています。宿毛フェリーについては、高知県と宿毛市と連携し、利用の促進を図っているところです。離島航路、宿毛フェリーにおいては、利用者が減少しており利用促進が課題となっています。	時点修正	市民生活の交通手段を確保するため、令和3年10月から既存の民間路線バスを一部を除きコミュニティバス化し、路線維持に努めるとともに、交通事情や地域の特性に応じたコミュニティバスの運行等により、生活交通手段の確保に取り組んできましたが、利用者の低迷等により、厳しい経営が続いていることから、交通体系の整備を図ります。 鉄道に関しては、日豊本線の高速複線化や東九州新幹線の早期実現、利用者促進と観光客増に繋がる取組が求められています。 離島航路は、利用者が減少しており利用促進が課題となっています。島民唯一の交通機関であり、生活物資の輸送や通院等においても重要な航路であるため、蒲江～深島航路及び大島・佐伯航路は、市直営で運航を行っています。宿毛フェリーは、現在運行を休止している状態であり、今後の運行再開が課題となっています。	※路線バス（大分バス）の撤退（伯大線除く）に伴い、全路線をコミュニティバス化したため、「既存の路線バスの維持」を削除 ※根拠となる交通計画を「地域公共交通網形成計画・再編実施計画」から「地域公共交通計画・利便増進計画」へ変更（計画自体はR5・6年度に策定予定） ※JR佐伯駅のバリアフリー化はR2に事業完了につき削除 ※蒲江～深島航路はR4年9月末で航路事業者が撤退したため、10月以降は市の直営で運行を行う予定。 ※宿毛フェリーは運休中（航路の廃止はしていないが船も売却している状態。）につき、今後の方針も未定であるため、「今後の運行再開が課題となっている」の記載にとどめる。

2. これからの基本方針

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 路線バスやコミュニティバスの役割分担、さらにはデマンド方式による乗合タクシー等、住民のニーズに応じた新たな交通手段の導入を検討し、住民が安心して暮らし続けることのできる、利用しやすい交通体系を整備します。	継続	ア 路線バスやコミュニティバスの役割分担、さらにはデマンド方式による乗合タクシー等、住民のニーズに応じた新たな交通手段の導入を検討し、住民が安心して暮らし続けることのできる、利用しやすい交通体系を整備します。	
イ 広い本市において、将来の過疎地域における交通手段を考える中で、自家用有償旅客運送の導入が不可欠と考えられることから、その在り方について調査・研究を行います。	継続	イ 広い本市において、将来の過疎地域における交通手段を考える中で、自家用有償旅客運送の導入が不可欠と考えられることから、その在り方について調査・研究を行います。	
ウ 鉄道・航路等の交通手段の確保及び施設等のバリアフリー化に取り組めます。	修正	ウ 鉄道・航路等の交通手段の確保に取り組めます。	佐伯駅バリアフリー化は令和2年に完了

3. 主な取組

前期基本計画		継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 民間路線バスとコミュニティバスを組み合わせた公共交通網の整備		継続	ア 民間路線バスとコミュニティバスを組み合わせた公共交通網の整備	
	（ア）再編実施計画の策定による路線バスやコミュニティバス、乗合タクシー等の効率的な組合せによる運行	修正	（ア）地域公共交通計画及び利便増進計画の策定による路線バスやコミュニティバス、乗合タクシー等の効率的な組合せによる運行	現在地域公共交通計画及び利便増進計画を策定予定（R5～6年度）
	（イ）自動運転の実用化による公共交通機関の調査・研究	継続	（イ）自動運転の実用化による公共交通機関の調査・研究	
	（ウ）市内循環バス導入についての調査・研究	継続	（ウ）市内循環バス導入についての調査・研究	
イ 過疎地域における交通手段の検討		継続	イ 過疎地域における交通手段の検討	
	（ア）自家用自動車を活用した相乗りによる移動手段など、自家用有償旅客運送＊の調査・研究	継続	（ア）自家用自動車を活用した相乗りによる移動手段など、自家用有償旅客運送＊の調査・研究	
	（イ）旅客運送と貨物運送との事業の「かけもち」による貨客混載の調査・研究	継続	（イ）旅客運送と貨物運送との事業の「かけもち」による貨客混載の調査・研究	
ウ 鉄道に関する取組		継続	ウ 鉄道に関する取組	
	（ア）日豊本線高速複線化等の要望	継続	（ア）日豊本線高速複線化等の要望	
	（イ）ＪＲ佐伯駅のエレベーター及び多目的トイレの設置等のバリアフリー化による利便性の向上	廃止	-----	佐伯駅バリアフリー化は令和２年に完了
	（ウ）東九州新幹線の早期実現に向け、基本計画から整備計画への格上げの要望	継続	（イ）東九州新幹線の早期実現に向け、基本計画から整備計画への格上げの要望	
エ 航路に関する取組		継続	エ 航路に関する取組	
	（ア）離島航路の生活交通路線の確保・維持	継続	（ア）離島航路の生活交通路線の確保・維持	
	（イ）宿毛フェリーの利用促進	修正	（イ）宿毛フェリーの運行再開に向けての協議	現在航路休止中（再開のめどはたっていない）

総合計画（後期基本計画）案

担当課：地域振興課

政策2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生

施策5 中心市街地の活性化

1. 現状と課題

前期基本計画		後期計画（案）	備考
「佐伯市中心市街地活性化基本計画」（平成28年3月策定）に基づき、『「人が集う街」の実現』を目標に、官民一体となって各種事業に取り組んでいます。特に前計画から取り組んでいる大手前の賑わい創出については、中心市街地における最重要課題として位置付け、ホールを有する多機能な複合施設として、（仮）大手前まちづくり交流館整備事業を実施しています。この施設を既存の交流施設と連携・活用することで、市民が活発に交流しあうまちづくりを推進し、まちの魅力を高めようと考えています。 また、中心市街地のもう一つの拠点である駅前・港地域では、地域の魅力向上を図るため、住民や関係機関と協議・検討を行い、観光客の増加促進に向けた取組の支援や葛港市場のリノベーションに取り組んでおり、交流人口や、中心市街地への来街者が更に増加することを目指しています。 今後は、中長期的な視点に立って中心市街地の在り方を検討する必要があります。	時点修正	「佐伯市中心市街地活性化基本計画」（平成28年3月策定）を引き継いだ「佐伯市市街地グランドデザイン」（令和2年3月策定）に基づき、中心市街地のまちづくりの目標である『「人が集う街」の実現』を目指して、官民で連携をとって各種事業に取り組んでいます。 佐伯市市街地グランドデザイン第1期実施計画の重点エリアのひとつである城下町エリアでは、地元商店街と連携してさいき城山桜ホールを拠点に周辺の広場や道路を活用し、人が集い、賑わうイベント等の事業を創出しています。今後は既存の施設（城下町観光交流館、歴史資料館、大手前情報発信館等）との関連の中で、エリア内の人の流れを活発にし、まちの魅力をさらに高め、より質の高い居住環境を形成することが課題となります。 もうひとつの重点エリアである駅前・港エリアでは、葛港市場を賑わい創出の核となる施設に整備するとともに周辺の景観を整え、また、駅前から葛港までのエリアの繋がりを離島航路との連携を図ることによって、佐伯市の玄関口にふさわしいまちづくりの検討を進めていく必要があります。	

2. これからの基本方針

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 中心市街地活性化基本計画に掲げた事業を実施することにより、便利で過ごしやすく人が集うまち、人々が活発に交流しあうまちづくりを図ります。	修正	ア 佐伯市市街地グランドデザインに掲げた事業を実施することにより、交流人口、観光客の増加促進を目指すとともに便利で過ごしやすく人が集うまち、人々が活発に交流しあうまちづくりを図ります。	中心市街地活性化基本計画が終了したため。
イ 中長期的な中心市街地の在り方を具体的に示すためのグランドデザインを策定します。	廃止		グランドデザインを策定したため。

3. 主な取組

前期基本計画	継続／修正／ 廃止／追加	後期計画（案）	理由（修正・廃止・追加）
ア 中心市街地活性化基本計画に基づく取組	修正	ア 佐伯市市街地グランドデザインに基づく取組	中心市街地活性化基本計画が終了したため。
（ア）大手前周辺地域の取組	修正	（ア）城下町エリアの取組	グランドデザインの中の重点エリアの1つ。
a 大手前まちづくり交流館（仮称）の整備	廃止		新たな公共施設整備が必要なため。
b 大手前広場（仮称）の整備	廃止		整備が完了したため。
c 周辺の道路、駐車場、駐輪場の整備	廃止		整備が完了したため。
d 城下町観光交流館や歴史資料館、大手前情報発信館等の既存施設と大手前まちづくり交流館（仮称）との連携により、大手前周辺地域の総合的な「人の流れ」をつくる	修正	a さいき城山桜ホールを中心にした、城下町エリアの総合的な「人の流れ」をつくる事業の実施	施設の完成により、施設名称を変更したため。
e 大手前広場（仮称）等大手前まちづくり交流館（仮称）周辺の広場を活用した人が集うイベント等の実施	修正	b 大手前公園等さいき城山桜ホール周辺の広場を活用した人が集うイベント等の実施	施設の完成により、施設名称を変更したため。
（イ）駅前・港地域の取組	修正	（イ）駅前・港エリアの取組	グランドデザインの中の重点エリアの1つ。
a 葛港市場のリノベーション	修正	a 葛港市場賑わい拠点施設（仮称）及び周辺の道路、公園、景観の整備	リノベーションの廃案、方針変更のため。
b 葛港市場を中心とした人が集うイベントなど観光客の増加促進に向けた取組への支援	修正	b 葛港市場賑わい拠点施設（仮称）を中心とした人が集うイベントや観光客の増加促進に向けた取組への支援	リノベーションの廃案、方針変更のため。
イ グランドデザインの策定	廃止		グランドデザインを策定したため。
中心市街地活性化協議会等と連携したグランドデザインの策定	廃止		グランドデザインを策定したため。